3．事業所の設備・什器の補償

事業所の設備・什器を対象とし、建物内の偶然な事故による損害を幅広く補償します。

お支払いの対象となる主な事故

動産総合保険は保険の目的の保管中の偶然な事故による損害が保険金の支払対象となりますが、主な事故は次のとおりです。

火災

盗難

破損

水濡れ

保険金額と保険料

動産総合保険　保険期間1年　一括払

補償の限度額（保険金額）	自己負担額（免責金額）	収容建物の構造	年間保険料
100万円	1万円	鉄筋・鉄骨造（耐火構造）	7,000円
		木造（非耐火構造）	10,000円

※中途加入の場合は、月割の保険料になります。

お支払いする保険金

火災、落雷、破裂・爆発、盗難、航空機の墜落、接触または航空機からの物体の落下、車両の飛び込み、その他外来の偶然な事故による損害などです。

〈1〉損害保険金

設備・什器の直接損害についてお支払いします。損害額は全損の場合は時価を基準とし、一部損害（全損でない）の場合は事故発生直前の状態に戻す為に必要な修繕費を基準として決定されます。

［保険金のお支払方法］

損害保険金　＝　損害額　－　自己負担額※

※全損の場合および火災、落雷、破裂、爆発による損害の場合は損害額から自己負担額を控除しません。

〈2〉残存物取片づけ費用

残存物を取り片づける費用保険金として、損害保険金の10％を限度に残存物取片づけ費用（清掃費用等の後片づけ費用）の実費をお支払いします。

〈3〉修理付帯費用保険金

火災・落雷・破裂・爆発により保険の目的が損害を受けた結果、復旧にあたり損保ジャパンの承認を得て支出した必要かつ有益な費用を保険金額の30％を限度としてお支払いします。

ただし、主たる保管場所が居住の用に供する部分または営業用倉庫内にある場合を除きます。

保険金をお支払いできない主な場合

○故意、重大な過失または法令違反による事故
○自然消耗、さび、かび、変色、虫食いなどによる損害
○使用人などが単独にもしくは第三者と共謀して行った窃盗、盗難、強盗などによる損害
○置き忘れ、紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）による事故
○偶然な事故によらない電気の作用または機械の稼働に伴って発生した電気的または機械的な事故
○詐欺または横領による事故
○運送中に生じた事故に生じた破損・まがり・へこみによる損害
○地震、噴火またはこれらによる津波、水災による事故
○自動販売機などに生じた外形上の損傷で、保険の対象の機能に直接関係のない損害
○設備・什器以外に発生した事故
事故例 美術品、宝石、貴金属、絵画等に発生した事故など